

- 人工林の多くが利用可能となる中、近隣に大型製材工場やバイオマス発電所が整備され、木材需要が高まり伐採量が増加している。
- このような中、効率的な作業を行うためには、高性能林業機械の導入が必要不可欠になっているが、導入には費用負担が大きいいため、リースでの使用が多い状況にある。
- このため、中・小の林業事業者が、効率的な作業や安定した経営が行えるよう、国、県の補助事業の対象とならない高性能林業機械等の導入に対し助成を行った。

事業内容

1 高性能林業機械等の導入支援

素材生産の増大を目指す林業事業者が高性能林業機械を導入した場合の費用の一部を助成する。

【対象者】 中・小の林業事業者

【対象となる林業機械】 高性能林業機械及び林業機械アタッチメント等（中古機械も含む。）

【条件】

- ・ 3ヶ年平均の素材生産量が3,000m³未満で、3年後に 1,000m³以上（間伐の場合は200m³以上）かつ10%以上の素材生産量を拡大すること。
- ・ 国、県補助事業に該当しないこと。
- ・ 林業従事日数が130日以上/年であること。

【事業費】 7,259千円（うち譲与税7,259千円）

【補助率】 1/3以内（消費税・地方消費税、取付費用は除く。）

【限度額】

- ・ 新品の場合 3,000千円
- ・ 中古の場合 1,600千円

工夫・留意した点

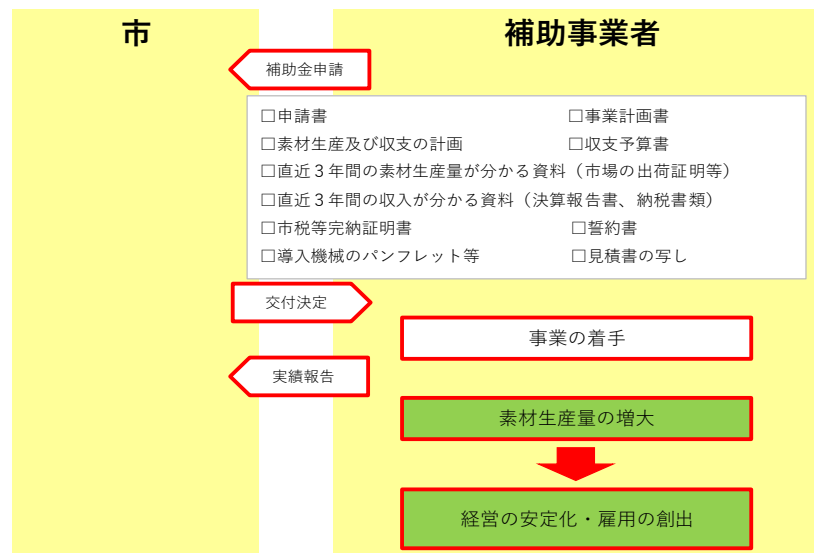
・ 国、県の補助事業の対象とならない中・小林業事業者を対象としたことで、中・小事業体の安定した経営に寄与した。

・ 労働の安全性や省力化も見込まれ、作業員の労働環境の向上も図られた。



グ ラ ッ プ ル ア ッ チ メ ン ト

事業スキーム



基礎データ

①令和3年度譲与額	106,696千円
②私有林人工林面積（※1）	20,395ha
③林野率（※2）	84.7%
④人口（※3）	118,394人
⑤林業就業者数（※4）	307人

※1、2：「2020農林業センサス」より、※3：「R2国勢調査」より

※4：「H27年国勢調査」より